

1 調査結果の利用上の注意

(1) 表章記号について

- ① 「0.0」は、該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たない場合を示す。
 - ② 「-」は、該当する数値がない場合を示す。
 - ③ 「…」は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
 - ④ 「*」印のある数値は、調査対象数が少ないため利用上注意を要する場合を示す。
- (2) 構成比は四捨五入しているため、その合計が100.0%にならない場合がある。
- (3) 「事業所規模」は、調査対象事業所において雇用する常用労働者と同事業所において受け入れている派遣労働者の合計人数により区分している。
- (4) 「企業規模」は、調査対象事業所のほか、本社、支社、工場、営業所などすべての事業所をあわせた「企業」において雇用する常用労働者の人数により区分している。
- (5) 「産業」の「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲とは、家具・装備品、プラスチック製版、写真フィルム（乾板を含む）、手袋、耐火物、と石、模造真珠、歯車、目盛りのついた三角定規、注射筒、義歯、装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製のものを除く）、かつら、時計側、楽器、がん具・運動用具、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品、漆器、畳、うちわ・扇子・ちょうちん、ほうき・ブラシ、喫煙用具（貴金属・宝石製のものを除く）、洋傘・和傘・同部分品、魔法瓶、看板・標識機、パレット、モデル・模型、工業用模型、レコード、眼鏡をいう。

「機械等修理業（別掲を除く）」の別掲とは、自動車修理業、衣服修理業をいう。

2 主な用語の説明

企業及び事業所に関する事項

「常用労働者」

- ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1 か月以上の期間を定めて雇われている者
- のいずれかに該当する者をいう。他社から受け入れた出向者、転籍者も含む。

「正社員」

フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者（定年まで雇用される者も含める。）をいう。

「派遣労働者」

9 月 30 日時点で「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者をいう。

「契約社員」

フルタイム勤務で1 か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。

「パートタイム労働者」

フルタイム勤務の労働者より1 日の所定労働時間が短い、又は1 週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めずに又は1 か月以上の期間を定めて雇われている者をいう。

「臨時・日雇労働者」

1 か月未満の期間を定めて雇われている者をいう。

GHS ラベル及び安全データシート（SDS）に関する事項

「労働安全衛生法第 57 条に該当する化学物質」

爆発性の物、発火性の物、引火性の物等、労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物質として、譲渡・提供者に容器に危険有害性を表示することが義務付けられている化学物質をいう。

「労働安全衛生法第 57 条の 2 に該当する化学物質」

譲渡・提供者に安全データシート（SDS）の交付が義務付けられている化学物質をいう。

「労働安全衛生法第 57 条には該当しないが、危険有害性がある（GHS 分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質」

譲渡・提供者に容器に危険有害性を表示することが努力義務とされている化学物質をいう（労働安全衛生規則第 24 条の 14）。

「労働安全衛生法第 57 条の 2 には該当しないが、危険有害性がある（GHS 分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質」

譲渡・提供者に安全データシート（SDS）の交付が努力義務とされている化学物質をいう（労働安全衛生規則第 24 条の 15）。

「GHS 分類」

国連が平成 15 年 7 月に勧告した「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」における分類をいい、危険有害性がある全ての化学物質が一定の基準に従ってクラス又は区分ごとに分かれている（隔年ごとに改訂）。

ただし、成形品は除かれており、また、医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等については、原則 GHS では表示の対象とされていない。

（GHS：The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略）

「GHS ラベル」

化学品を世界的に統一されたルールに従って危険有害性ごとに分類（GHS 分類）し、その情報を一目で分かるようにしたラベルの表示をいう（労働安全衛生法第 57 条）。



可燃性ガス

エアゾール

引火性液体

可燃性固体

自己反応性化学品



急性毒性

（区分 1 ～区分 3）



呼吸器感作性

生殖細胞変異原性

発がん性等



急性毒性（区分 4）

皮膚刺激性（区分 2）

眼刺激性（区分 2 A）

「安全データシート（SDS）」

化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいう。

なお、SDSは、平成23年度までは一般に「MSDS（化学物質等安全データシート）」と呼ばれていたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253においても「SDS」とされている。

化学物質に関するリスクアセスメントの実施状況

「化学物質を取り扱う際のリスクアセスメント」

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険又は健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいう。

「マトリックス法」

「負傷又は疾病の重篤度」と「負傷又は疾病の発生の可能性」をそれぞれ横軸と縦軸とした表(マトリクス)に、あらかじめ重篤度と可能性の度合いに応じたリスクの程度を割り付けておき、見積もり対象となる負傷又は疾病の重篤度に該当する列を選び、次に発生の可能性に該当する行を選ぶことにより、リスクを見積もる方法をいう。

「数値化法」

「負傷又は疾病の重篤度」、「負傷又は疾病の発生の可能性」、「発生する頻度」を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算(足し算)してリスクを見積もる方法をいう。

「枝分かれ図を用いた方法」

発生可能性と重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法をいう。

「コントロール・バンディング」

化学物質を取り扱う作業ごとに、「化学物質の有害性」、「物理的形態（揮発性／飛散性）」、「取扱量」の3つの要素の情報から、リスクの程度を4段階にランク分けし、ランクに応じた一般的な管理対策を示すほか、一般に行われる作業については、より具体的な実施事項を示す（管理手段シート）ことができるツールをいう。

「クリエイト・シンプル」

主にサービス業や試験・研究機関など、比較的少量の化学物質取扱事業者に向けた簡易なリスクアセスメントツールで、取扱い条件（取扱量、含有率、換気条件、作業時間・頻度、保護具の有無等）から推定したばく露濃度とばく露限界値（またはGHS区分情報）を比較する方法をいう。

「作業環境測定による方法」

作業場の定点にポンプ及び捕集剤を設置して測定を行う方法をいう。

定常的な作業を行う作業場の測定に適しているが、得られる結果は「場」の気中濃度であり、ばく露濃度ではない。得られた結果は管理濃度と比較してリスクを見積もる。

「個人サンプラーを用いた個人ばく露測定」

実際に個人がばく露する量（ばく露濃度）を呼吸域で把握する方法で、許容濃度等と直接比較してリスクを見積もることが可能であり、かつ許容濃度や TLV が多く設定されている（一定の危険有害性のある化学物質（673 物質）の多くが設定されている）。

「検知管による方法」

化学物質などの気中濃度を測定し、ばく露限界値と比較する方法をいう。検知管は測定可能な化学物質が多く、簡単な操作でリアルタイムの気中濃度を測定することが可能であり、専門的な設備・知識がなくても結果を得ることができる。

有害業務従事労働者の健康管理に関する事項

「有害業務」

労働安全衛生関係法令に定める有害な業務及び作業方法や作業環境の管理が適切に行われていないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務をいう。

「鉛業務」

鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいう（労働安全衛生法施行令別表第 4 に掲げる業務）。

「粉じん作業」

岩石の裁断、研磨加工、粉状物質の袋詰め及び混合等じん肺にかかるおそれがあると認められる作業（じん肺法施行規則別表に掲げる作業）をいう。

「有機溶剤業務」

屋内作業場等で、有機溶剤（アセトン、キシレン、トルエン等の労働安全衛生法施行令別表第 6 の 2 に掲げる物質）を製造し又は取り扱う業務をいう。

「特定化学物質」

ジクロルベンジジン、重クロム酸、ベンゼン等（労働安全衛生法施行令別表第 3 に掲げる物質）をいう。

「放射線業務」

エックス線等電離放射線の発生を伴う装置を使用又は検査の業務や放射性物質を装備している機器を取り扱う業務や坑内における核原料物質の掘採の業務等をいう（労働安全衛生法施行令別表第 2 に掲げる業務）。

「除染等業務」

除染特別地域等内における①土壌等の除染等の業務、②廃棄物収集等業務、③特定汚染土壌等取扱業務をいう。

「特定線量下業務」

除染特別地域等内における平均空間線量率が事故由来廃棄物により $2.5\mu\text{Sv/h}$ （マイクロシーベルト毎時）を超える場所において行う放射線業務、除染等業務以外の業務をいう。

建設工事に伴う測量や現地調査、運送などの業務が該当する。

「振動工具」

ピストンによる打撃機構を有する工具、内燃機関を内蔵する工具で可搬式のもの、グラインダー、携帯用の皮はぎ機、タイタンパー等をいう。

「紫外線、赤外線にさらされる業務」

電気、ガスによる溶接、切断を行う業務、アーク灯の操作を行う業務、赤外線乾燥装置のそばで強い赤外線にさらされる業務等をいう。

「重量物を取り扱う業務」

おおむね 30 kg 以上のものを取り扱う（人力により担う）業務の他、その取扱いが腰部や四肢等に著しく負担となるようなものを取り扱う業務をいう。

「酸素欠乏のおそれがある業務」

井戸やマンホール内部など、労働安全衛生法施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業を行う業務をいう。

「作業主任者」

法令に基づき労働災害・職業性疾病を防止するための管理を必要とする一定の有害業務等について、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長若しくは都道府県労働局長の指定する者が行う技能講習を修了した者のうちから事業者の選任を受けて作業の指揮等を行う者をいう。

「プッシュプル型換気装置」

発散源を挟んで、向き合うように2つのフードを設け、吹出し（プッシュ）フードから吹き出した空気で、発散している有害物質を包み込んで、吸い込み（フード）まで運び、吸引する方式をいう。

「アスベストを含有している可能性のある製品」

主に以下のものをいう。

- ① 建材（押出成形セメント板等）
- ② 摩擦材（ブレーキパッド等）、
- ③ 接着剤、耐熱・電気絶縁体（配電盤など）、シール材（ガスケット、パッキン）

労働安全衛生法では、アスベスト（石綿）含有率が 0.1% を超えるものを規制対象として輸入等を禁じている。

「じん肺健康診断」

じん肺（粉じんを吸入することによって肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病）の予防及び健康管理のために実施する胸部臨床検査、肺機能検査等の健康診断をいう（じん肺法第8条）。

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分※	健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2、3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

※ 管理1…就業上の特別な措置なし

管理2…粉じんばく露の低減措置

管理3イ…粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業からの転換の努力義務※1

管理3ロ…粉じん作業からの転換の努力義務※1又は粉じん作業からの転換義務※2

※1：都道府県労働局からの勧奨を受けた場合

※2：都道府県労働局からの指示を受けた場合

工事現場の作業環境に関する事項

「シールド工法」

シールドとよばれる鋼製の殻によって地山の崩壊を防ぎ、それによって保護された空間内の全面で掘削作業を行い、後部では履工作業を繰り返しながらシールドを前進させ、トンネルを掘っていく工法をいう。

「山岳トンネル」

鉄道・道路等にみられる山腹を貫くトンネルをいう。

「ナトム工法」

ロックボルト、吹付けコンクリート等の支保工によりトンネルの周辺地山が本来有する支持力を積極的に活用して、トンネルを掘っていく工法をいう。山岳トンネル以外で「ナトム工法」を使用している場合は、含まれない。

「推進工法」

下水道等の管路の施工方法で、鉄筋コンクリート管等の管体自身をジャッキで押し進めながら、管内の掘削を行い、管路を敷設する工法をいう。セミシールド工法（刃口にシールドを装着したもの）、けん引式シールド工法（発進立坑側に備えたシールドの先端部にワイヤをかけ、引出側のけん引ジャッキで引っ張るもの）等、シールドを用いる工法であっても立坑のジャッキ等によって圧入又はけん引する方式のものも含む。

粉じん抑制対策に関する事項

「衝撃式削岩機」

ビットに打撃を与えて穿孔（発破等の小孔をうがつこと）する削岩機をいい、ビットの回転と打撃をあわせて行う回転打撃式のものも含む。

「ポータブルコンベアー」

建設工事現場、砂利採取場等で用いられる可搬式のコンベアーをいう。

粉じん測定に関する事項

「ろ過捕集と質量分析方法」

分級装置（インパクタやサイクロン等）を使用して吸入性粉じんをフィルターに捕集し、捕集前後のフィルターの質量を測定することにより、粉じん濃度を求める方法をいう。

「相対濃度指示方法」

デジタル粉じん計で検出ボリュームに含まれるすべての粒子からの散乱光を検出し、その光量に応じた相対濃度（1分間あたりのカウント数（cpm））を求め、ろ過捕集と並行測定することによって質量濃度変換係数を乗じることで粉じんの質量濃度を求める方法をいう。